

主要な運用基準について

1 対象となる工事資材

「鋼材類」及び「燃料油」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油など）

2 対象工事

資材ごとに実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算（経費の変更は行わない）した場合に、変動額が元の請負金額の1%を超える工事

3 スライド条項の適用手続

- (1) 申請時期・契約変更の時期
工期末の2ヶ月前までに請求⇒工期末に契約変更
- (2) 証明書類の提出（必須）
実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入時期を証明する書類を提出する必要があります。

4 スライド額の計算で用いる単価

- (1) 鋼材類
現場に搬入された月に基づく実勢価格
 - (2) 燃料油
購入された月に基づく実勢価格
- (注) 実際に購入した際の鋼材類の購入金額、燃料油の購入金額の方が、実勢価格よりも低い場合は、実際の購入金額を用います。

5 スライド額の計算で用いる対象数量

- (1) 設計図書に記載された数量
- (2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

6 スライド額の計算

スライドの対象となった資材について、上記4の単価と上記5の数量を用いて再積算（経費の変更は行わない）した請負金額と、スライド前の請負金額の差額から、スライド前の請負金額の1%相当額を減じます。

7 その他

- (1) 部分引渡しをした工事の部分、部分払いの対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できません。
- (2) 工期末が平成20年9月30日以前である工事についての適用申請は、工期満了前であって、かつ、7月30日までに申請する必要があります。
- (3) 今後、詳細の運用基準について作成します。